

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 16 日

一般社団法人 神奈川県訪問看護ステーション協議会 様

関東信越厚生局健康福祉部
医 事 課 長

看護師の特定行為研修に係る説明会の開催について

平素より、看護行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「看護師の特定行為に係る研修制度」については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されました。また、特定行為研修を行う指定研修機関において研修が実施されています。

つきましては、特定行為研修を修了し病院で活躍している看護師、指定研修機関において特定行為研修の企画立案及び実施の管理を行っている研修責任者、研修機関に研修生を送り出している立場の看護管理者を講師にお招きし、研修の具体的内容や研修修了者の活躍の場の広げ方、管理者による研修受講生の支援及び修了後の活用について理解を深めるための説明会を開催いたしますので、ご了知いただきますとともに、貴会管下会員等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日時、場所

平成31年3月12日（火） 13時30分～16時30分 【13:00受付】

さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂（埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1）

2. 目的

医療関係者等の特定行為研修に関する理解を深め、特定行為研修制度の円滑な施行及び特定行為研修を修了した看護師の医療現場等での活躍の推進を図る

3. 主催

厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課

4. 対象

関東信越厚生局管内の医療機関、老人保健施設・訪問看護ステーション等の施設、教育機関、自治体等に所属する医療関係者等教育機関、自治体等に所属する医療関係者等

5. スケジュール

時 間	内 容
13:30 ～13:40	開 会
13:40 ～14:10	看護師の特定行為研修の概要 ＜説明者＞ 厚生労働省
14:10 ～14:50	看護師特定行為研修の実際 ① －指定研修機関の立場から伝えたいこと－ 総合臨床教育 ＜講師＞ 筑波大学附属病院看護師特定行為研修センター 看護師長 石塚 孝子
14:50 ～15:30	看護師特定行為研修の実際 ② －病院における特定行為研修修了者の活動－ ＜講師＞ 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院 診療特定看護師 金井 誠
15:30 ～16:10	看護師特定行為研修の実際 ③ －病院看護管理者としての支援及び修了者の活用－ ＜講師＞ 米沢市立病院 副院長兼看護部長 若月 裕子
16:10 ～16:25	質疑応答
16:25 ～16:30	閉 会

6. 定員

200名程度（先着順となります。定員数に達し次第、申込を締切させていただきます。）

7. 参加申込み方法

説明会への参加を希望される場合は、メール本文に以下の必要事項を記載の上、平成30年11月26日（月）から平成31年1月31日（木）までに、以下の参加申込専用メールアドレス宛にお申し込みください。

- ・必要事項：①参加者氏名（漢字及びふりがな）、②所属施設名及び住所、③役職、
④職種（例：看護師、事務員）、⑤連絡先電話番号
- ・参加申込専用メールアドレス： tokutei-kantou@mhlw.go.jp

お申込のメールをいただいた方全員に確認メールの返信をさせていただきます。

電子メールを送信後、1週間経過しても確認メールの着信がない場合、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

<p>＜問い合わせ先＞ 関東信越厚生局 健康福祉部 医事課 担当：前田、横田 TEL：048-740-0754（内線2510）</p>
--